

市 民 福 祉 委 員 会 会 議 録

招 集

平成30年7月26日(木)午後1時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長)西川章三 (副委員長)伊藤ひろえ
奥岩浩基 尾沢三夫 土光均 戸田隆次
前原茂 又野史朗

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課]佐小田課長

[生活年金課]池口課長 高森年金医療係長

[保険課]渡邊課長

[市民税課]安田課長 三森税制係長

[固定資産税課]宮松課長 門脇家屋償却資産係長

[収税課]影岡課長

[環境政策課]高塚課長 小林主幹 石川主事

[クリーン推進課]田子課長

【福祉保健部】斉下部長

[福祉政策課]大橋課長 中本企画係長

[福祉課]谷野課長 赤井保護第一係長

[障がい者支援課]仲田課長 福田計画支援係長 小村主幹

[長寿社会課]奥谷課長 足立介護給付係長 田村介護保険料係長

塚田介護予防係長

【こども未来局】景山局長

[こども相談課]橋尾課長 松原総合相談係長

[子育て支援課]湯澤課長 長尾子育て政策係長 小乾子育て支援係長 赤井主任

[健康対策課]清水課長 仲田健康企画係長 藤原健康支援係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員

門脇議員 三鴨議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道機関2社 一般1人

審査事件及び結果

- ・議案第57号 専決処分について(米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について) [原案承認]
- ・議案第60号 米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

- ・議案第 6 1 号 米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- ・議案第 6 2 号 米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について [原案可決]
- ・議案第 6 3 号 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- ・議案第 6 4 号 米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- ・議案第 6 5 号 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・「第 3 回山の日記念全国大会 in 鳥取」の開催について [市民生活部]
- ・公立保育所の今後のあり方について [福祉保健部]
- ・米子市老人憩の家の廃止について [福祉保健部]

協議事件

- ・閉会中の継続審査について
- ・委員派遣（行政視察）について
- ・広報広聴委員の選出について
- ・鳥取大学名誉教授 吉谷昭彦氏を参考人として招き意見を聞くことについて

~~~~~

### 午後 0 時 5 8 分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会します。

本日は、23日の本会議で当委員会に付託された議案7件について、市民生活部、福祉保健部の順に審査いたします。

市民生活部所管の審査を行います。

初めに、議案第57号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田市民税課長。

○安田市民税課長 それでは、議案第57号について御説明いたします。これは米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、平成30年4月17日付で専決処分をさせていただきます内容について議会の承認を求めるものでございます。

まず、市民税に係る部分についてですが、このたびの改正の主要な部分は、法人市民税に関するものでございます。日本国内に本店等を有する法人が子会社を租税回避地、タックスヘイブンと呼ばれていますが、ここに設立をしまして、租税負担の不当な軽減を図る事例に対応するために、親会社が実質支配する外国子会社等の所得をその親会社の所得に合算し、日本で課税するという制度がございます。これを外国子会社合算税制と呼んでおります。この場合にこの外国子会社が日本の法人税等の対象となりまして、直接支払いを、

日本の法人税等を支払った場合に、先ほど申し上げました親会社の所得に合算した所得と二重になることとなります。この二重課税を調整するために控除対象相当額を法人税から控除しますが、控除し切れなかった場合、順次地方法人税、法人県民税法人税割、法人市民税法人税割から控除されたこととしたものでございます。

次に、固定資産税に関する改正の部分について主要なもの2点について申し上げます。

まず1点目ですが、平成30年度評価がえに際し、土地に係る固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置の適用期間を3年間延長したものでございます。

次に、2点目ですが、バリアフリー改修工事が行われた劇場、音楽堂等の実演芸術の公演の用に供する施設に係る固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い条例で定めることとされました、当該措置の適用を受けようとする者がしなければならない申告書の提出の期限等について定めたものでございます。説明は以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

**○戸田委員** 地方税法は、いつ改正されたですか。

**○西川委員長** 安田市民税課長。

**○安田市民税課長** 平成30年3月28日でございます。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 3月28日に改正されて、これで地方税法に基づいて連動して4月17日に専決処分されるという考え方ですか。

**○西川委員長** 安田市民税課長。

**○安田市民税課長** さようです。

**○西川委員長** よろしいですか。

**○戸田委員** はい。

**○西川委員長** ほかの委員から質疑ありませんか。

じゃ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。よろしいですね。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号、専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西川委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきことと決しました。

次に、議案第60号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口生活年金課長。

**○池口生活年金課長** 次に、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成30年度米子市議会7月定例会議案の60の1ページをごらんください。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格の取得に関する規定が整備されたことに伴い、特別医療費の助成の対象となる医療費受給者の範囲について、所要の整備を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、1つ目が市内に住所がある方であっても住所地特例で他の市町村の国民健康保険の被保険者とされていた方が75歳に到達されて後期高齢者医療に加入し、当該地の市町村が加入する後期高齢者医療広域組合の被保険者になった場合は、本市の特別医療費の助成対象としないものということでございます。

2つ目が住所地特例で本市の国民健康保険の被保険者とされていた方が後期高齢者医療に加入し、鳥取県後期高齢者医療広域連合の被保険者となられた場合は、本市の特別医療費の助成対象とするものでございます。

以上が米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。以上です。

○西川委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 実際にこの改正によって対象になる人というのはおられるのでしょうか。

○西川委員長 池口生活年金課長。

○池口生活年金課長 本年度につきましては2名該当ございまして、そのお二人とも特別医療の該当者じゃないということでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 実際に対象になる人がいた場合にどのような影響が出る。

○西川委員長 池口課長。

○池口生活年金課長 今までその市町村が、住所地特例を設けたわけですが、それが今までは突然別の市町村のほうに切りかわってしまう、別の県のほうの名簿に入ってしまうということでございましたが、これが引き続きの制度になりますので、逆に当事者にとっては不利益がないというふうに考えてます。

○西川委員長 よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田市民税課長。

**○安田市民税課長** それでは、議案第61号について御説明いたします。米子市市税条例等の一部を改正する条例案でございます。

まず市民税関係でございますが、このたびの改正の考え方といたしまして、所得再分配機能の回復やさまざまな働き方に対応をした仕組みをつくっていかうとするものでございます。

個人の働き方や収入を得る方法が多様化しておりまして、このことに対し税制として対応していくために現在給与所得と公的年金所得に認められております所得計算上の控除の一部を全ての方が控除を受けられる基礎控除に振りかえるものでございます。

給与所得者、公的年金所得者の場合、控除額が減ることによって合計所得金額が上昇することになります。そのため、この合計所得金額等を用いて判定いたします障がい者等に対する非課税措置の所得要件の10万円引き上げや均等割及び所得割の非課税限度額のそれぞれ10万円引き上げを行おうとするものでございます。

また、所得再分配機能の回復という観点から前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除と調整控除をなくす、ゼロ円にするということを含んでおります。

市民税関係のその他の部分は、主に納税者の利便性を向上させる観点から電子申告の推進に係る内容となっております。

次に、たばこ税の関係でございますが、これにつきましては安定的な財源確保の観点から税率の引き上げを行い、あわせて近年急速に市場が拡大しております加熱式たばこについて紙巻きたばこ加熱式たばこの間、あるいは加熱式たばこの製品間で大きな税率の格差が指摘されてることから、たばこ税の税率を段階的に引き上げるとともに、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方法を段階的に見直していくこととするものでございます。

次に、固定資産税の関係で主要な改正点は3点でございます。

1点目についてですが、公害防止施設のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準を定めるものでございます。

次に、2点目ですが、再生可能エネルギー発電設備のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得したものについて取得後3年度分の固定資産税の課税標準を定めるものでございます。

3点目ですが、中小企業者が認定先端設備等導入計画に従い取得しました設備のうち、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準を、取得後3年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る課税標準額となるべき価格に、零を乗じて得た額とするものでございます。説明は以上でございます。

○西川委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

○戸田委員 今のこの議案書の抜粋のダイジェスト版の中を見ると、61号関係で今ずっと説明されたですけども、生産性の向上の特別措置法による計画に基づきというような形があるんですけども、生産性向上特別措置法って何ですか。

○西川委員長 宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 こちらの法律ですが、中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性ということで国が策定した法律でございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も調べました。それであしたの都市経済委員会の中でどうも生産性向上特別措置法の生産設備等の導入計画等の概要が出ておるんですけど、そちらと連動されておられるんですか。

○西川委員長 宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 連動しております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 そうすると、副市長、あしたの都市経済委員会で話されるけれども、まず市税の改正に当たっては生産性向上特別措置法に基づいて、たばこ税も改正するという説明しとられるわけですよ。初めにこちらで話すけども……。

(「たばこ税じゃない」と声あり)

たばこ税をね。

(「たばこ税じゃない」と声あり)

たばこ税じゃなくてほかの分、その連動を先に説明されるのが本来の姿と違うだかいね。これ連動するだけど、どちらで説明されるわけ。都市経済だけで説明するんですか。いや、ここに特別措置法に基づいて条例も改正すると言っておられた。あしたの都市経済で特別措置法導入計画について説明されると。ここに書いてあるのは、認定を受けた場合は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができるということを明確にしたんですね。そういった計画を策定して、そちらへ連動させるという解釈でいいですか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今の戸田委員からの御質問であります。法律上はそういう生産性向上の認定計画みたいなものでこの認定を受けて、その対象として認定されたものについて税制上の特例等は使えるということで、今回お話ししてるのは、セットで本当は説明するのが一番わかりやすいんですけれども、そういった国の制度に乗っかるために税制上そういった制度が活用可能な状態にさせていただきたいということをこの条例でお願いしてる。

したがって、具体的にどういう業種、あるいはどういう業態を対象にしていくとかということは、あすの都市経済のほうで説明させていただく市がつくる生産性向上の計画、こちらのほうで絞っていくわけですけども、具体的には。ただ、それは病院みたいにその計画をつくったから、じゃあ、税制上のあれが自動的に使えるかといえばそうではなくて、市の条例をまず変えないとそれを使えないということでもあります。

したがって、順番からいけば法律が決められて、その法律を受けて市が条例を改正

すれば、まず税制上のいわゆる固定資産税の軽減措置、減免なんですけど、が使えるという関係もあります。それをまずさせていただきたいというのがきょうの御説明ですし、じゃあ、米子市は具体的にどういう業種等をどういう要件で該当にするのかということは、あすの都市経済の経済部のほうから説明させていただくもので決まってくる、こういう関係にございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私もわかって聞いていただけ、実はそのスキームがあした示されるんですよ。だから、この条例改正によってスキームが改めて説明がありますよというような説明があってもしかるべきだと思うんですよ。それがなしに、ただ法の改正に基づいて本市の条例改正もやりますよと。しかしながら、わからん人、あした出なかつたらこれスキームはなかなかわからない。こういうような導入計画もしておりますよというような説明があっても私はしかるべきだと私は思うんです。

それともう1点、地方税法は変わった、何が、介護保険法変わったと、上位法が変わるのもようわかるんです。

しかしながら、やっぱり上位法のどこの何条のどこが変わったのか、ここの条文、15条なら15条の条文を適用させたというような別添書類が私があってもいいと思うんですよ。全くない。私たちも調べる、全部。ようやく調べて初めてこの条文のところが読み取れるんだなということになるんですけど、やはりそういうふうな資料の添付書類というの私があってもいいと思うんですよ。部長、どうですか、これ。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 委員おっしゃいますように、ちょっと資料等の説明不足がございましたので、次回からはそういった資料をきちんと添付したいと思います。

○戸田委員 はい、いいです。

○西川委員長 戸田委員、いいですね。

○戸田委員 はい。

○西川委員長 ほか。

前原委員。

○前原委員 今のところでもう一度確認させていただきたいんですけども、ここの生産性向上特別措置法なんですけども、要するにこれ3年間にわたって固定資産税がゼロということになると思うんですけど、いわゆるこれ読むとですね、ということによろしいのかということと、何件ぐらいこれ出てるのかということが、あしたのこととちょっとかかわってになると思うんですけども、その辺がわかたら教えていただきたいと思います。

○西川委員長 宮松固定資産税課長、どうぞ。

○宮松固定資産税課長 今の時点でゼロということですので、固定資産税はゼロになるということですのでございまして、担当の商工のほうに確認しましたところ件数につきましては、計画はまだ、計画が決まったとすれば手続ができるという申し込みのほうは5件程度されているようですと聞いております。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 金額的な問題がこれ気になってくるんですけど、これ税に直結するところなんです、税収に直結するところなんです、5件程度とありましたけども、金額がわかれば教え

ていただきたい。

○西川委員長 宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 濟みません。金額につきましては、どこが対象になるかがわかりませんので、わかりません。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 対象になりますのが設備投資の部分でございます。これからどういった設備投資をされるかによりまして金額が決まってまいりますので、今の時点ではちょっと金額的には幾らになるということは申し上げられないところです。

○前原委員 よろしいです。

○西川委員長 ほかの委員よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 3番の固定資産税関係に関するところで、まず最初に、公害防止施設のうちと書いてありますけど、知りたいことは公害防止施設の定義というか、どういったものを指すかということ。ただ、文章読むと、この後具体的にアとイというふうにあるんですけど、公害防止施設というのはこの2つのことを、それ以外、この2つのことだということの理解でいいのか、それ以外もあるのか。

それからもう一つは、例えば水質汚濁防止施設とか、アの部分ね、大気汚染防止施設、ちょっとイメージ、どういった施設かわからないので、簡単にちょっとわかるように、イメージでいいですので、どういう施設のことを呼ぶものかというのを説明願います。

○西川委員長 宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 この公害防止施設というところで条例を制定しますということにはなっておるんですが、もともと条例として持っておるものでして、新たにわがまちのほうに入ったもので、参酌で変更をしたもので国のほうの法律で定めないといけないということになっておりましたので定め直したものでございますが、施設としましてはアまたはイということで限定してございます。

どういう施設かというのは、具体的には、濟みません、把握しておりません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 条文上は、この公害防止施設で、アとイに関しての規定だというのは、それはわかります。

知りたいのは、いわゆる法令上というか、公害防止施設というのはどういうふうな定義されているか、このことが知りたいんですけど。

○西川委員長 どうぞ。

○門脇固定資産税課家屋償却資産係長 固定資産税課、家屋償却資産係長の門脇と申します。

今、委員さんが言われたように、水質汚濁防止施設の具体的な施設がどういうものかという意味ですよね。これは、水濁法に規定されてます工場とか事業用の汚水、排水処理する施設、例えばカドミウムとか、ああいうものを特別に除去する施設。

それから大気汚染防止施設というのは、ドライクリーニング処置なんかの一部で活性炭を利用して吸着する物質を処理するような装置を具体的に言っています。

それから公共下水道の除害施設と申しますのは、下水道処理で使われておりまする過装



置とか脱臭アンモニア装置などを想定しております。

今該当する施設はありません。以上です。

○西川委員長 土光委員、よろしいですか。

○土光委員 ちょっとこの議案には関係ないんですけど、再度聞きます。公害防止施設というのは、定義は何ですか。わかれば。わからなかったらいいです。

○西川委員長 どうぞ。

○門脇固定資産税課家屋償却資産係長 門脇です。済みません。地方税法の中で定めてあるんですけども、水濁防止法上の定める、その中での公害防止施設という形で、それぞれ細かく掲げてある施設であるということです。それ以上ちょっと今資料は持っておりません。以上です。

○西川委員長 よろしいですね。

○土光委員 はい。

○西川委員長 ほか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号、米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部から1件の報告を受けたいと思います。

「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」の開催について、当局の説明を求めます。  
高塚環境政策課長。

○高塚環境政策課長 委員の皆さんにはお手元にA4のとめた山の日記念大会の開催要項がありますので、資料に沿って説明させていただきます。それとあわせまして、きょう机の上に、山の日記念の缶バッジがございますので、また御使用いただければと思います。

今年の8月の10日と11日に予定しております「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」でございますが、非常に目前に迫っておるところでございますが、委員の皆さんにはこの大会に参加いただくようにいろいろ御案内したところ、皆様に多数御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

資料に沿って日にちごとにどういった事業が行われるか概要だけ御説明させていただきたいと思っております。

まず、10日の午前中に、これは山の日記念登山というのが行われます。全国の山岳関係者等上がりまして、大会の成功を祈念するものでございます。

大山からおりてまいりまして、米子市のほうで夕刻から、まずはレセプション。これは

全国の招待者、大臣級、副大臣級の方がいらっしゃるようなレセプションでございます。

明け11日には、大山町のほうで記念式典、山の日の記念大会の式典セレモニーが開催されます。

昼からになりますと、午前中に記念式典、昼から米子市の公会堂のほうでトークセッションが始まります。

はぐっていただきますと、その概要、エクスカージョン（米子市内）と書いておりますが、これは10日から11日にかけて行いますが、これそのものは米子市が主催する事業でございます。10日、11日に城山のミニ登山、11日に城下町の観光等を行いたいと思っております。

前回の参加人数等は、一番資料の下のほうに記載させていただいてるところでございます。

11日の式典当日、公会堂の周り、大山町もですけど、歓迎フェスティバルというのを行います。歓迎フェスティバル、11日で、左側半分が大山町で行われる行事等がございます。右側半分が里の恵み感謝祭として、公会堂の周り、える・もーの周りでいろいろなステージイベントですとか、物販ですとか、飲食等を行いたいというふうに考えてるところでございます。

これ山の日は、その他にございますが、山の日は8月の10日、11日ですが、前日、前々日の8月の8日、9日には1300年祭のレセプションや記念式典も大山、米子で行われるようになってるところでございます。

最後ですが、この大会を通じまして米子市のこの城山ですとか城下町の観光を全国のほうにPRしていきたいというふうに考えてるところでございます。説明のほうは以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

皆さんのほうから何かお聞きしたいこと、質疑ありませんかね。御意見等でもよろしいですけれども。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** ないようですので、市民生活部からの報告は終わります。

市民福祉委員会を暫時休憩いたします。ここで執行部の入れかえをお願いします。

**午後1時29分 休憩**

**午後1時32分 再開**

**○西川委員長** 全員そろいましたので、市民福祉委員会を再開します。

福祉保健部所管について審査いたします。

議案第62号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第62号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明をさせていただきます。

これは地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲したことに伴い、指定居宅介護支援等に関する基準をこれまで県条例

で定めていたものを市の条例で定める必要があることから制定しようとしたものでございます。

なお、居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービス等を直接利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行う介護サービスを言います。

主な制定内容といたしまして、指定居宅介護支援事業者として市長の指定を受けることができる者の要件として条例で定める者を法人とすることとし、その役員等には暴力団員があるものであってはならないこと等定めております。

また、指定居宅介護支援等の事業における基本方針、従業員の員数や管理者の配置等の人員基準、サービスの提供に際しての運営基準等について定めるものであり、基本的に権限移譲前の内容を踏まえたものとなっております。

なお、この条例は、一部を除き公布日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

**○又野委員** 県から市町村にということなんですけれども、基本的には踏まえてることなんですけど、変わったところ教えてもらえませんかでしょうか。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 県の定めました条例の中身のほうに国の基準が変わりましたので、その分につきまして補足的に追加しております。

主な内容といたしまして、居宅介護事業所での管理者を一定の研修を終えた主任介護支援専門員に3年間の間に変更するという。そして訪問介護の回数が一定回数以上頻繁に訪問されるような場合の計画を立てる場合には、市に事前に届け出をする。そして医療介護の関係の連携を進めるということで、主治医の方に対してもケアプランを交付するように制度改正をされとります。

ほかには、細かいことですが、利用者の方に複数のサービス事業所が使えるというのを説明するという義務が課せられております。以上でございます。

**○西川委員長** 又野委員、よろしいですか。

**○又野委員** はい。

**○西川委員長** ほか。

戸田委員。

**○戸田委員** 県から市に移譲されたその経緯って何かあるんですか。理由って何ですか。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 基本的な考えとしまして、保険者としての機能強化、権限強化ということで、介護保険制度のより適切な運営ということで権限移譲がされてきております。

**○西川委員長** 戸田委員、よろしいですか。

**○戸田委員** そうというような移譲の内容、ここのダイジェスト版にその辺のところ明文化されとれば理解しやすいんですけど、何もなければ、何で市に移譲されないけんだかいなというのがなかなかつかみにくい。法律もいろいろと調べたんですけど、なかなかわかり

にくい。そういうことで理解しました。

○**西川委員長** ほかの委員さん、ありませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○**又野委員** この条例なんですけれども、そもそも法律もですけれども、医療と介護の一体化改革の中で進められているものであると考えておきまして、ちょっとこの改革は医療と介護をまとめてしまって、少ない人員で対応しようとしているものであると考えてます。基準が緩和されるものなので、今までのサービスの低下が考えられるということで、反対します。

○**西川委員長** 反対の意見が又野委員から出ました。

ほかの委員の皆さん方にお聞きしたいと思います。

土光委員。

○**土光委員** 今、又野委員がこれサービスの低下が考えられると、そういう懸念があると言われたんですけど、その辺は担当課というか、その辺の見解をお伺いしたいんですが。

○**西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

○**奥谷長寿社会課長** 基本的に今回は国の法律の改正によって権限が移譲されたものでありまして、この案件につきましては特にサービスの質の低下ということは国も考えていないというふうに理解しております。

○**西川委員長** じゃ、各委員さんのほうからお聞きしたいというように思います。

まず、尾沢委員のほうからよろしいですか。

○**尾沢委員** 国のほうからということであればこれは受けなきゃいけないですが、一つだけ確認してほしいと思うのは、権限移譲はいいんですが、投資と負担というのは何ら変わることがないのかということだけちょっと確認させていただきたい。

○**西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

○**奥谷長寿社会課長** 負担という点につきましては、権限移譲に伴います事業者に対します実地指導に入る、そしてそれに伴いますいろんな指導、監査、勧告、それらの事務につきまして人員を割かなきゃいけませんので、その点については負担がかえって大きくなるというふうに理解しております。

○**西川委員長** 尾沢委員、よろしいですか。

○**尾沢委員** ということは当然やむを得ないだろうと思いますけど、政策として受けなきゃいけないと。だったらこれはお受けしたらいいと思います。

○**西川委員長** 戸田委員、よろしいですか。

○**戸田委員** 私は、採択すべきものと思っております。今のこの内容について基本方針等も第3章で定めておるんですけれども、さらには逆に地域に密着したサービスが提供できるんじゃないか、より濃密なサービスが提供できるというふうに私は考えますので、採択することに賛成です。

○**西川委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 戸田委員もおっしゃられましたけど、そのサービスが定着したものになると思いますので、採択すべきものと考えます。

○西川委員長 じゃ、こちらのほうの伊藤委員。

○伊藤委員 私もこれには賛成したいと思います。

地域の中でまだまだ医療と介護の連携というのは、やはり十分ではないと言えます。ケアプランを医師に伝えるということがここで前進したというようなところで、より地域における医療、介護の充実ということを図っていただくためには必要だと思いますので、とても必要なことだと思っております。以上です。

○西川委員長 前原委員、よろしいですか。

○前原委員 権限移譲ということですので、特に問題がなければ採択すべきであると。

○西川委員長 続いて、土光委員。

○土光委員 これ議案なんで、採択に賛成か反対とかということは。

○西川委員長 ああ、そうか。これはね。

○土光委員 それでいいんですね。

○西川委員長 ええ。

○土光委員 一つ確認したいんですけど、尾沢委員が聞いたのかな、市の負担はというところで、権限移譲だからそれなりの人員負担大きくなるという回答でしたんですけど、それに伴って財源とか何か、それ当然こういった負担が来るんだったらそういうところの財源もある程度今度は当然要るではないかと思うんですけど、これは負担だけで、財源は全く関係ない、そういうことなんですか。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 済みません。今回の権限移譲に伴いまして特に補助金とかという形では出てきておりませんので、法律改正ございます関係で恐らく交付税の関係で算出されてるんだろうというふうに理解しております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 だから担当課としては、この権限移譲でこれからの人員の負担は現状より大きくなるけど、何とかやっていると、そういうこときちんとやっていると、そういうふうな認識だということですか。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 今回の権限移譲に伴いまして、うちのほうは人員の強化を進めました。基本的にうちの担当係のほうで1名の増ということで対応することを予定しております。

○西川委員長 土光委員。よろしいですか。

○土光委員 賛成でということ。

○西川委員長 可否が分かれましてので、採択ということではありませんけども……。

(「議案」と声あり)

議案ですね、これは。

じゃあ、議案第62号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、土光委員、戸田委員、前原委員]

○西川委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 続きまして、議案第63号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部改正する法律による介護保険法の一部改正等によりまして、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されたことで、所定の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等のオペレーターに係る基準の見直しを行い、資格要件の緩和や兼務できる時間帯の制限が廃止されたこと。

また、地域密着型通所介護に関し、新たに共生型地域密着型通所介護に関する基準を定め、障がい者福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業所であれば基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けるものとしての基準を制定したこと。

さらに身体的拘束等の適正化を図るため、その対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催すること等が義務づけられたこと。

看護小規模多機能型居宅介護に関し、新たにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が設定されたこと。

また、新たな介護施設である介護医療院の創設に伴う地域密着型サービスにおける所要の整備となっております。

なお、この条例は、公布日から施行することとしております。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

**○又野委員** オペレーターの要件のところでは3年以上を1年以上というところがあるんですけども、オペレーターというのは実際どのような業務をされるのでしょうか。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** このオペレーターに関しまして、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所についてでございますが、これは24時間対応の事業所でございます。利用者の方から緊急コール等があった場合には夜間でも出かけていくということで、夜間の対応をするということでオペレーターという職種の方がおられまして、その方が連絡を受けただらすぐサービスを提供できる人を派遣するというような形でオペレーターということであるんですが、オペレーターという説明でよろしいですか。

**○又野委員** はい。

**○奥谷長寿社会課長** 以上です。

**○西川委員長** 又野委員、よろしいですか。

○**又野委員** はい。オペレーターについてはわかりました。

あと介護医療院が新たにつけ加わるということなんですけれども、介護医療院というのはどのような施設、何かわかりやすくもらえればいいんですが。

○**西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

○**奥谷長寿社会課長** 介護医療院といいますのは、平成30年度から介護保険制度の改正によって新たに創設された施設でございます。

内容としましては、要介護者であって、そして長期にわたって療養も必要な方に対して施設サービス計画に基づきまして療養所の管理、看護、医学的な管理のもとにおける生活上の世話をさせていただく施設ということでございます。簡単にいたしますと介護と医療の両方についてお世話させていただく施設ということでございます。以上です。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** これまで病院とかにあった療養型の病床とかそういうものとはまた違う感じになってるんでしょうか。

○**西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

○**奥谷長寿社会課長** これまでも介護と医療が両方必要な方につきましては、介護療養型病床ということで病院施設の中に対応する施設がありましたが、その分につきましては社会的入院という言葉もありましたが、基本的に国のほうとしましては縮減もしくは廃止というような方向で動いておりました。

しかし、そういうような動きのある中で、実際にそういう病床におられた方が在宅か、また施設かということになりますとなかなか受け入れができないという現状がある中で、このたびこれまでの介護医療病床という考え方を整理した上で、新たに介護保険制度という中で平成30年度から施設として設置をされたものでございます。

なお、御質問ではなかったんですが、現在米子市または鳥取県内ではこの施設については設置予定のところはないというふうに聞いております。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** そうしますと療養型病床がなくなってくるけれども、それに対して要望があるので、かわりにこういうものかということだと思えるんですけれども、療養型病床と比べて医師や看護師とか配置の基準とかというのは何か変更があるんでしょうか。

○**西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

○**奥谷長寿社会課長** 実は介護医療院の中にもパターンが2つあるんですが、基本的には医師と看護師の配置については変わらないということと、1人当たりの面積につきましては前より広がった、老健並みの広さということは確保されるような基準になっております。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 療養型病床と比べたら配置基準が下がるという話を聞いたんですけども、下がらない、緩和されない。

○**西川委員長** 足立介護給付係長。

○**足立長寿社会課介護給付係長** 療養型病床から介護医療院での基準についてでございますけれども、いろんなパターンがございますけれども、基本的には療養型病床と同じ基準を設けております。

国のほうの考えとしましては、療養型病床が平成36年の3月31日までに廃止することになってますので、療養型病床からスムーズに介護医療院のほうに転換をするということも国の目的の一つでもございますので、基準につきましてはスムーズに転換ができるような基準にしていくということでございます。以上です。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 済みません。もらった資料の中で基準の緩和等とかというのがあって、独自にもらったのですけども、基準の緩和等を行うとか、医師が48人の介護者に対して3人以上だったのが1人になるとかっていう数字があるんですけども、これはまた違う話だと思っていいいのでしょうか。

○西川委員長 足立介護給付係長。

○足立長寿社会課介護給付係長 済みません。こちらのほうでは先ほど言いました療養型病床から介護医療院へ転換するに当たって基準を緩やかにしてるということは具体的なものとして認識はしておりますけれども、基本的には介護医療院の配置基準につきましては療養型病床に準じたものだというぐあいに認識をしております。

○西川委員長 よろしいですか。

○又野委員 はい。

○西川委員長 ほか。

戸田委員。

○戸田委員 今の緊急時の対応は新旧対照表見ると新設になっておるんですけども、今まで何か支障とかそういう事例はあったんですか。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 緊急時の対応といたしますと。オペレーターの関係、説明を。

○戸田委員 緊急時の対応。議案63の8。63の8のところ見ると緊急時の対応で医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならないということで、今回定めたんですよ。

新旧対照表見ると、これ新設になっておりますが、今までそういう弊害事務とか支障があったんですか、そういうような観点でここを新設されたんですかということ。

○西川委員長 足立介護給付係長。

○足立長寿社会課介護給付係長 済みません。米子市の今までの例でそういった事例はございませんでした。今回は国の基準に基づきまして改正を行ったということでございます。以上でございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 理解できんだけど、飛ぶけどもの63の12のどこ見ていただくと、機能訓練の指導員等、(1)のこういうのは新たに新設されておるんですけども、この条文見ると置かないことはできることというような、いわゆる緩和措置みたいな形になっておるんですよ。私そういうふうな考え方が否めないんですけども、そういうことを十分に検討されたんですか。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 今回の分につきましては、基本としまして国のほうの基準が変わったということの流れの上でございまして、一件一件米子市のほうで実例があったかという



ところの調査というのはいないというような実情でございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 いや、私はそういうことを聞いてないで。ほか認められるときは置かないことができる。今までは置くのが原則だったと思うんですけど、置かないことができるという条文が整理されるということになれば、ある程度緩和措置になる可能性があるが、その辺は十分に検討されたんですかということのをわしは聞いとる。

○西川委員長 足立介護給付係長。

○足立長寿社会課介護給付係長 条文、今回の国の基準のそのまま引用したわけでございますけれども、米子市につきましては、これで影響はないという名のもとに国の基準をそのまま条例の中に組み込んでおります。十分検討したかどうかということになるとあれでございますけど。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 担当が大変心もとないですけど、済みません、申しわけございません。

今、委員の御指摘の部分は、条文を読んでいただくとわかるとおり、緩和では私はまずないと思っております。併設される施設で同等のサービスが提供されるとき的前提だと思しますので、そういった条件が整ってるときには形式的に重複するものを置かないことができると、こういう多分改正だというふうに考えております。

もちろんこの部分についての話でありますけども、したがって単純に緩和という、こちら基準上は緩和ということになるんだと思っておりますけど、この大前提としてはサービスが下がるということではないということだというふうに理解しておりますので、国の基準をそのまま市の基準にしていくと、このように判断したということだと思っております。以上です。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 今最後に言おうと思ったところを副市長言われて、サービスの低下につながるような条文改正はあってはならないと私は思うんですけど、そこら辺が十分に検討された中でサービスの低下につながらないということであれば私は了といたしますけど、その辺が十分に検討された背景があるのかということのをただしたかったということでございます。理解しました。

○西川委員長 ほか質疑。

又野委員。

○又野委員 済みません。続いて、身体拘束、身体的拘束の適正化の話なんですけれども、身体拘束についてそれぞれ事業所で指針をいうことがあったと思うんですけども、実際に指針自体事業者が考えるということですか、それとも基準みたいなのがあって、それをもとに考えるものなんでしょうか。

○西川委員長 足立介護給付係長。

○足立長寿社会課介護給付係長 身体拘束につきましては、今回条文の中で明文化したものではありませんけれども、これまでに身体拘束の禁止等につきましては、米子市のほうにおきましても各サービス事業者のほうに指導を行ってきたところでございます。その中で基本的には各サービス事業者のほうで指針をつくっていただくことにはなりますけれども、その内容を市のほうでも実地指導などで把握した中で適切なものであるかどうかを判断し

た上で修正が必要であれば指導等を行ってきたところでありますし、今後もそうしていきたいと考えています。以上です。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 これまでも事業者ごとで、つくっておられて、市がチェックして、それがまた続くということでもいいんでしょうか。

○西川委員長 足立介護給付係長。

○足立長寿社会課介護給付係長 そのとおりでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 済みません。それとサテライト型の看護小規模多機能ということがつけ加わるということなんですけれども、サテライト型というのがちょっとわかりにくくて、わかりやすく説明していただければと思うんですけど。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 このサテライト型といいますのが小規模多機能事業所、これ登録定員29人のところでございますが、そこを本体扱いにいたしまして、そこ共同、連携をしながらサテライト型小規模、ここは定員が18人ぐらいなんですけど、そこでサービス提供ができると。サービスの提供に当たりまして、さっきの本体と連携をいたしますので、職員の兼務とか連携、人件費とかいうような対応でサービスの提供量を増加を図るといような施設でございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 できるだけ少ない人員でということなんですけれども、おられる職員さんとかが過密労働とかそういうことにはつながらないものなんでしょうか。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 基本的には過密労働にならないというふうに考えております。そのための適正人員の基準であるというふうに理解しております。

○西川委員長 よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 質疑終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○又野委員 まずはオペレーターの話なんですけれども、緊急時、24時間対応で連絡があったら派遣を検討するというお仕事だと思います。そのような緊急なときに迅速な判断を求められるということは、できるだけ要件は緩和をしないほうがいいと思います。要件緩和で人員を確保するのではなくて、もう処遇を、待遇を改善することによってオペレーターを確保するということが大事だと思います。

それと介護医療院のことなんですけれども、ちょっともらった資料によるとどうしても基準緩和の部分があると思えなくて、十分な医療、介護が受けられなくなる可能性が拭えないということです。

それと身体的拘束なんですけれども、事業者さんが基本的に決めて、市はチェックすることなんですけれども、身体的拘束の拡大、乱用まではいかないかもしれないですけれ

ども、つながっていくという可能性が否定できないことで、本当に身体的拘束というのはもうやむを得ない場合だけ限られるべきなので、もっと厳密に何か対応ができないかなどいうのは考えます。

それと最後のサテライト型の話なんですけれども、やはり少人数でほかのところにもう一個つくってということになると、どうしても職員さんの負担が大きくなるのかなど。介護も看護も新しく、これ看護の小規模多機能なんですけれども、やはり人を相手にすることで人の命を預かる仕事になると思います。心身が充実した状態でないと本当に人の命を預かるということではできないのではないかと考えます。少ない人員で対応するのではなくて、これも待遇を改善して人員をきちんと確保して十分なサービスを提供していくべきだと考えますので、反対いたします。

**○西川委員長** 反対討論がありましたので、各委員から述べていただきたいと思います。

今度はちょっと、よろしいですか、左の伊藤委員。

**○伊藤委員** 又野委員からそのような発言がありましたけれども、今の戸田委員の質問にはサービス低下にならないという、きちんと明言されましたけど、その辺のところであつ野委員の発言に対してさらにちょっとお答えいただきたいなと思いますけど、サービス低下にならないという。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 今回の基準につきましては、介護保険サービスの提供に当たりましてサービスの質の確保というのが大きな目的のために国のほうが基準を定めておりまして、その基準をうちのほうとしましても条例として取り入れた内容でございます。基本的に国のほうもどれだけの人員が必要かということにつきましては審議会とかいろんな手順を踏まえての論議を終えてのことというふうに理解しておりますので、国の基準をそのままうちのほうとして取り入れてる限りは基本的にサービスの低下ということにはつながらないというふうに理解しております。

**○西川委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。

今お答えもいただきましたし、地域包括ケアシステム強化するための介護保険等を改正する法律のことですので、これは必要ではないかと思っております。又野委員の不安を払拭するぐらいのサービスの充実に努めていただいて、決してサービス低下にならないというようなことをお願いしながら私は賛成したいと思っております。よろしく申し上げます。

**○西川委員長** 前原委員。

**○前原委員** ちょっと確認させてください。又野委員の中で事業者が身体的拘束ができるような発言があったんですけども、これは事業者できるんですか。私は認識がちょっと違うんですけど。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** これまでの身体拘束につきましては、介護保険施設の場合につきましては、緊急やむを得ない場合に身体的拘束ができるというふうになっておりましたが、ただ、その場合にはその拘束をしたときの状態、そして理由等も記録に残さなきゃいけないという、そういう規定だけがございました。そういうような状況に対しまして、より身体拘束の適正化を図るということで、研修を行う必要があるとか、指針をつくる必要があ

るとか、そういうようなより身体拘束について認めるということではなく、適正化ということでより充実した対応を事業者に求めるという内容になっております。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 わかりました。

たしかこれ読むと委員会を3カ月に1回開催して、その結果について介護事業者、そのほかの事業者に周知徹底を図ることということと適正化のための指針を整備すること、介護事業者及びそのほかの運営に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することと書いてあるので、以前より厳しくなっていると思うので、やはりこんな私はまた意味があるんじゃないかなと思いますので、これに関しては賛成いたします。

○西川委員長 続いて、土光委員。

○土光委員 賛成をしたいと思います。

個々のところで又野委員が言われるように危惧というか、こうかなと思うところはあるんですけど、あえて反対をする理由もないのでという、そういう理由です。

○西川委員長 こっちは。

○尾沢委員 賛成。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 いろいろ質疑応答したんですけども、緊急時の対応等の明文化されてきてますし、ある程度実態に即した基準はやっぱり定めるべきだろうという観点から、私は採択するものと考えます。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 質問と御答弁聞かせていただいております、今回のものがサービス低下にはつながらない、また、よいものになるだろうと思っておりますので、賛成させていただきます。

○西川委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、土光委員、戸田委員、前原委員]

○西川委員長 賛成多数でありますので、よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 そうしますと子育て支援課から、議案第64号、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、国の定める放課後児童健全育成事業の運営に関する基準が一部改正されたことによるもので、本市に設置される放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童

支援員の基礎的な資格要件を変更しようとするものです。

改正内容としましては、まず職員の資格要件に今回5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市長が必要と認めた方というのを加えることにしています。これは中学校卒業で5年以上放課後児童健全育成事業の実務経験があり、市長が適当と認めた方を資格者とするものです。

また、この職員の資格要件の中の一つに教員となる資格を有する方を放課後児童支援員の資格者とする規定がございます。この項につきましては、教員免許更新制との関係がわかりづらかったことから、教員免許法上の教員免許を有する方を対象とすると明記するものです。

対象者の範囲は、改正前と改正後で変わるものではありませんが、例えば教員免許を取得しておられても免許の更新を受けておられず失効しておられる方、これも対象であることをわかりやすく変更したものでございます。

ここまでの改正につきましては、公布の日からの施行とすることとしています。

また、同じく資格要件の一つに大学において特定の学科または課程を修めて卒業した方を資格者としている規定がございますが、ここに平成31年4月1日から大学制度の中に位置づけられます専門職大学の前期課程を修了した方を含むこととするものです。

この号につきましては、大学制度の改正される平成31年4月1日から施行することといたします。

以上が米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員からの質疑を求めます。

又野委員。

**○又野委員** この要件の緩和というか、ごめんなさい、要件の見直しなんですけれども、これは何のためにこの要件の見直しをされたのか、どのように考えておられますでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** この改正は、国のほうの従うべき基準ということで改正をされたものですが、その経緯といたしましては、まず地方のほうからの要望などによるものがありまして、職員の資格要件で中学校卒業者などというのを入れることにつきましては地方からの提案制度などから国のほうに上がってきたものであるとお聞きしております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 済みません。そのような要望は何で出されたのかというところは。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** この放課後児童支援員といいます資格ですけれども、この職員さんのやはり人材が全国的に確保が必要になっているということが基本的なところであると考えております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** この要件の見直しによって人材は本当に確保できると考えているのでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 人材の確保につきましては、現在もやはり米子市の学童保育におきましても不足しているところがございますけれども、このたびの要件緩和に該当する方、この中学校卒業者で5年以上勤務経験のある方は現在のところいらっしやらない状態です。

今後この要件が入ってきましてどの程度御希望の方がおられるかというのはちょっと想定しかねるんですけれども、あくまでもこれは基礎資格として中学校卒業で5年以上の経験というところが入ってきております。

これにプラスして県の必要な研修を受けていただくということになりますので、それで放課後児童支援員という職を得ていただくという形になるということでございます。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 そうするとこの見直しでも人材不足が解消できるかどうか分からないということなんですけれども、そうすると人材不足はほかに理由があるのではないかと考えるんですけれども、今の放課後児童支援員さんの待遇面とか、勤務状態とか、給料は幾らかとかという条件聞かせてもらっていいでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 今ちょっと職員さんの資格要件、失礼しました、処遇のあたりの資料をここに持ち合わせておりませんので、準備させていただきたいと思います。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 済みません。では、よろしくをお願いします。

ただ、支援員さんの勤務時間ですね。放課後ということもあって、時間が短い。その時間だけ来るとというのがなかなか難しいという話も聞いています。そうすると時間も短いので給料も恐らく低いんじゃないかなと思いますし、そういうようなところからやっぱり人材が確保できないのではないかと思いますので、ただその時間だけ来てもらうというわけではなくて、ちょっと待遇面をどうにかしたらいいのかなと考えます。ごめんなさい。まだあれですけど、後でまた。いいです。

○西川委員長 ほか。

奥岩委員。

○奥岩委員 放課後児童支援員さんの資格要件のところ、中学校卒業程度、5年以上実務経験した者で市長が適当と認めた者とあったんですが、この5年以上と言われる根拠なりはありますでしょうか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 このたびの改正は、国のほうの基準を改正されたことによりますので、国のほうの改正と同じく変えたものであります。変えたいと考えているものであります。

同じ職員の基礎的な資格要件というところで高校卒業の方の実務経験というのもございまして、そちらは2年間となっております。

ちょっとはっきりと5年の根拠というのが、国のほうの定められたことですので、それに従っているということでお答えしておきたいと思います。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理由については理解したんですが、国からおりてきたのでというような今御

答弁だったと思うんですが、そのこのところの説明も少しぼやけているかなというふうに感じました。ここ確認していただきたいなと思っております。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 こちらのほうの理解といたしましては、この修学年数等を考えますと中学校卒業プラス3年間、3年で高卒ということで、そこからプラス2年という考え方の5年ではないかと捉えております。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 理解いたしました。一般的に社会に出てから2年ぐらいの、入ってから2年程度の経験が必要であるということで、高卒、中卒のところ3年の違いがあるということだったと思います。理解いたしました。ありがとうございます。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 ここで言うところの育成事業の設備及び運営ということで、この設備というのは、これは学校関連の設備ではなくて、要するに民間のそういった放課後預かるよという施設じゃないですね。そういった会社に対してこういう基準が国のほうから提示されたよということなんで、これは人材がおらんので、こういった形で5年以上ということも枠としてはあったり、教員資格を持っているという、失効しててもそれがまた復活してでもいろいろできるよというその設備というのは、我々が言うなかよし学級というの、私なんかが思っているのにも適用されるのか、それとも民間の施設に対しての事柄なのか、それちょっと教えてください。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 この条例の名称にもあります設備という部分ですが、これは米子市の市で運営しておりますなかよし学級、通称言つとるものが、なかよし学級もそうですし、民間の放課後児童クラブ、これもこれの設備及び運営に係る条例となっております。

○西川委員長 尾沢さん、よろしいでしょうか。

○尾沢委員 結構です。

○西川委員長 ほか。

土光委員。

○土光委員 先ほどの放課後児童支援員の処遇の資料といいますのは、あれは委員会に出るんですか。それとも個人的にという、どっちなんですか。要は私も欲しいという。

○西川委員長 小乾子育て支援係長。

○小乾子育て支援係長 先ほどの質問の処遇の答えですけれども、今ちょっと手元に資料持ち合わせておりませんが、月額にしますと11万ちょっと、何千円っていうのが今お答えできなくて申しわけございません。後ほどで。

○西川委員長 小乾さん、ちょっと待って。

土光委員。

○土光委員 どこへ求めるかじゃなくて、資料出すという話になったでしょう。その資料は、委員会に出るのか、それとも又野委員だけ、そういう話なのか。要は言いたいことは、私も欲しいので。

(「委員会だ」と声あり)

委員会。だからそれが確認できれば、今別に答弁もう一遍というわけではないです。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 この放課後支援員さんは今何人ぐらいおられるんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 現在公立のなかよし学級のほうでは、42名の指導員がおります。先ほども申し上げましたが、県の認める研修を受けた職員というのがそのうちの31人です。今年度も、毎年研修がございまして、この研修を次々受けていく前提にしております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 今、私が聞きましたのは、先ほど奥岩委員も質問があったように、10号のところで5年以上の経験をしてるって、ある程度緩和したというような形で受けとめられるのかなど。ただ、その定員があれだけあって、何人必要であって、今充足していないのかどうなのか、充足してるのかどうなのか、実態をその辺をどのように検証されておられるのか、この辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 なかよし学級のほうの人材が確保できているかどうかということだと思いますが、本来各なかよし学級に1単位ずつ、40人ずつのお子さんをお預かりしております。1単位につき2名の放課後児童支援員が必要ということになっておりまして、現在そのうち1名が欠員となっております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も孫がそういう対象者であって申し込みするんですが、なかなか受けていただけないというような形で、それだけ人員が不足しとるからこういうふうないわゆる規定を新たに設けて緩和をしていくというふうにかがえるわけですよ、ある程度。どのような見通しの状況の中で整理されたのかどうなのか。ただ国の基準に基づいて財政整備して、この10号を適用させたということなのか、その辺の判断をちょっと伺っておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 放課後児童支援員さんにつきましては、今後も恐らく入れかわり等もありますし、おやめになる方等も出てきます。それから代替の職員さんなどもなかなか確保できない状態ということもございます。このたびの国の改正につきましては、米子市としても受け入れて改正すべきものと考えたものでございます。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この議案とは直接関係ないんですけど、今、又野委員から処遇のことがありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思っております。やっぱり時間帯が平常時だと短いですし、あと夏休みなんかは朝から晩までみたいなどもアンバランスなことで、働きづらいということはよく市民さんから伺っております。

また、さらに兼業禁止ということで、きちんとした月々の生活費確保できないということで、やっぱり仕事がきちんとか決まるというようなことになったらそちらのほうに移動していくというようなことを聞いておりますので、やっぱりそこら辺のところも、加配だったら兼業オーケーなんですよね。もともとから言ったらいいという場合もあるというふうに聞きました。例えば農業だとかそういうようなものですね。だけれども、基本兼業禁



止なので、私が以前相談受けた人では学習塾の先生をして、そこでだめだということでやめざるを得なかったというようなこともありますので、そこら辺のところもやっぱり働き方改革もございますので、中の整理を考慮いただければなと思うんです。余談です。議案に書いてあります、つけ加えさせていただきました。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 放課後児童支援員さんにつきましては、米子市の非常勤職員さんという身分でして、基本的には兼業として働いていただけないということです。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今、伊藤委員から御指摘ありました、ちょっと私ども点検してみたいと思いますが、御承知のとおり今、公務員でも正規職員でも兼業認めようかというような話が出てくるような時代であります。非常勤職員も何でもしてもいいというわけじゃありませんが、公務員という立場の個人、支障がない範囲内で、特に非常勤とかやっぱりパートタイムなんかについて勤務時間の外で兼業することは今、許容範囲広くなってる、このように考えます。

ちょっと改めて取り扱いを点検して、今申し上げた考え方で緩和したいなと思います。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。若い優秀な方が入ってこられるのにやめざるを得ない状況をつくってしまうというのは本当にもったいないなと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○西川委員長 小乾子育て支援係長。

○小乾子育て支援課子育て支援係長 先ほどの処遇の件ですけれども、確認できましたのでお伝えいたします。

週25時間の勤務で月額が11万円でございます。期末手当が2カ月、通勤手当あり、社会保険あり、雇用保険ありという処遇になっております。

○西川委員長 よろしいですね。

質疑もよろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃ、終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○又野委員 先ほどもちょっと話をし始めてしまったんですけれども、まず子どもたちにとってといいますか、考える必要もあると考えます。そうすると時間、放課後の保育時間だけではなくて、もっと早い時間から子ども一人一人に対して状況を記録したりだとか、それを話し合ったりする場をつくったりして、本当にパートとかという感じじゃなくて、フルタイムで働くような格好で、兼業で対応というよりは僕はそれをちゃんと仕事にしていってもらえるような方向で考えていただけたほうが本当に子どものためになると考えますので、今回のような基準の見直しについては反対を表明します。

○西川委員長 反対討論がありました。

各委員の御意見をこれからお伺いしたいと思います。

尾沢委員の、よろしいでしょうか。

○尾沢委員 第64号については賛同いたします。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 放課後児童支援員というのは、今の人材確保ということが急務であるというふうに考えてますが、やはりこういうふうな今の条文の整理というのも必要だろうというふうには思います。

そういう観点から採択するものと考えます。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 賛成いたします。

○西川委員長 じゃ、こちらのほうから。

伊藤委員。

○伊藤委員 私も基本的には人員の確保ということで、今後ますます必要になると思いますので、賛成したいと思います。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 賛成いたします。

やはりまずは人員確保ということだと思いますので、早急に実施いただきたいなと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 賛成します。

ある意味ではいい意味で放課後児童支援員になる人の門戸を広げるというのは、それは特に問題ではないんじゃないかと思えます。

○西川委員長 これより採決いたします。

議案第64号、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、土光委員、戸田委員、前原委員]

○西川委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 そうしますと子育て支援課から、議案第65号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、国の定める家庭的保育事業等の運営に関する基準が一部改正されたことによるもので、本市において実施される家庭的保育事業等における保育所等との連携や食事の提供に関する基準を変更しようとするものです。

改正内容といたしましては、まず保育所等との連携において家庭的保育事業者等が職員の病気や休暇等により保育を提供することができない場合、連携施設、すなわち必要な連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園による代替保育の提供の確保が困難な場合で

あって一定の要件を満たすときには、小規模保育事業A型事業者等による代替保育の提供をもってかえることができることとするものです。

また、食事の提供の特例としまして、家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業者は、食事を搬入する施設として保育所等から調理業務を受託している事業者のうち当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることと市が認める事業者からの食事の提供を受けることができることとするものです。

さらに、これに対する経過措置としまして、この家庭的保育者の居宅において保育を提供している家庭的保育事業者については、利用乳幼児の食事の提供を事業所内で調理する方法、これを事前調理といいます。これを行う体制を確保するよう努めなくてはならないとした上で、10年間事前調理に関する基準の適用を猶予することとするものです。

この条例は、公布日から施行することとしています。

以上が米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

**○又野委員** 基本的にこの改正をしなければならなくなった理由というのは、どのような考えでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 先ほどの放課後児童健全育成事業と同様に、これも国の定める運営の基準が改正されたことによるものでございまして、本市における条例においても適用させようとしたものでございます。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 済みません。そうすると代替保育とか、調理の受託の事業者を緩和するというか、要件が変わった感じですけども、そういう要望とかというのはあるのでしょうか。

**○西川委員長** 長尾子育て政策係長。

**○長尾子育て支援課子育て政策係長** まず要望としては特には上がっておりません。

米子市の場合、基本的に米子市が認可している家庭的保育事業等の事業者については、連携施設を設定することとして認可を進めておりますので、この要件に該当する者はほぼないと考えております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 要望はないということなので、今後あった場合というための改正であるかもしれないですけども、実際代替保育というのは、どこも忙しくて人員がもういっぱいいっぱいの中でやっつけられると思うんですけども、可能なものなのでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 代替保育が可能かどうかというお尋ねだと思いますが、ただ、この家庭的保育事業者等に限定されるものではなくて、往々にして保育所等につきましても人材というのはなかなか確保しづらい状況にはなっておりますので、代替等に対応すると

というのがきちんと機能するかどうかという部分がちょっと実際これを適用できる、していく上での問題点ではあるかなというところはございますけれども、ただ、広く代替保育に提供についての可能性として幅をつくっておくということは適正な保育を行う上で必要な部分ではないかなと考えておりますので、今回のをさせていただいたということでございます。

○西川委員長 長尾子育て政策係長。

○長尾子育て支援課子育て政策係長 実際できるかどうかというのが御質問だと思いますが、どういった法人で小規模保育所等、認定こども園だったり保育所だったりというところを運営しておられる事業者もありますので、現実的にはこれの中で代替保育を提供し合うということはあると考えております。

ただ、全く法人さんが違う保育園さんや幼稚園さんと連携をしたということについては、代替保育所自体がまずは自分の事業所の運営に支障がないことということがありますので、その部分についてはお互い連動してお話をさせていただいて、できるように進めていただくようにうちのほうも話を進めていきたいと考えております。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 わかりました。

家庭的保育事業所、ちょっとまた話が違う質問になるんですけども、米子にはどれぐらい、実際あるものなのか、あればどれくらいあるのか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 家庭的保育事業所ということによろしいでしょうか。家庭的保育事業と申しますのが4つの種類がございまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの種類がございまして。

米子市のほうでは、小規模保育事業が17園、事業所内保育事業所が2園の合計19園がこの家庭的保育事業等という事業者の中に含まれるものと把握しております。4つの種類がございまして、家庭的保育事業の……。

(「家庭的保育事業がありますかという質問」と声あり)

済みません。4つの類型の中の家庭的保育事業は、米子市内には現在のところ認可している事業所はございません。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 代替保育に関して小規模保育事業A型と同等の能力を有すると市が認める者とあるんですが、こちらに関してA型に限定をされてるんですが、ほかの家庭的保育事業のB型、C型ですとか、事業所内保育等はここには入らないんでしょうか。

○西川委員長 長尾子育て政策係長。

○長尾子育て支援課子育て政策係長 A型に限定しているのは、代替保育を実施する場所が家庭的保育事業者側に来てもらう場合はA型ということになっておりますが、相手側に行くときはA型、B型保育事業所と事業所内保育事業所等々ということになっておりますので、A型が限定、実施場所によって整理する形になっております。

○西川委員長 奥岩委員、よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○西川委員長 ほかの委員の方。

又野委員。

○**又野委員** 濟みません。家庭的保育事業所がないということなんですけれども、今のところ、もしできる場合を考えて、公立の保育所とか認可保育所と比べて例えば資格とか配置基準というのはどのような違いがあるもののでしょうか。

○**西川委員長** 長尾子育て政策係長。

○**長尾子育て支援課子育て政策係長** 職員数の配置基準につきましては、ゼロ歳から2歳児、3対1の基準となっております。

職員の資格ですけど、家庭的保育者ということで市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者ということになっております。

○**西川委員長** 又野委員。

○**又野委員** 濟みません。公立保育所や認可保育所と比べてどうなのかというところでしょうかとどうなるんでしょう。

○**西川委員長** 長尾子育て政策係長。

○**長尾子育て支援課子育て政策係長** 職員の配置基準につきましては、保育所はゼロ歳児が3対1、1歳、2歳児が6対1という基準になっておりますので、家庭的保育事業はゼロ歳から2歳児まで3対1で行うということになってますので、保育所よりはそこについては厳しい条件になっていると思います。

資格については保育士と同等の知識及び経験を有する者と市町村が認める者ということがありますので、保育所が保育士が必要という部分に比べると保育士でない方でもできるという資格になっています。

○**又野委員** わかりました。結構です。

○**西川委員長** ほかの委員、ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**西川委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○**又野委員** これも子どもたちにとってどうなのかというところなんですけれども、今のお話を聞くのと話の内容からして、やはりこれも基準、規制の緩和につながるものだと考えます。やっぱり安心・安全という面で後退するものだと思います。本来公的機関、行政が責任を負うべき保育、子育てについて公立保育所や認可保育所で対応しようというふうにはせず、小規模保育や家庭的保育のほうに頼る、こういうような動きからこのようなことが起きてくると考えられます。多様なニーズに応えるためというふうには言われるんですけども、多様なニーズにもやっぱり公的機関で対応することをまずは追求していくべきだと私は考えます。

そしてそのためにはまずは公立保育所や認可保育所の環境整備、そして保育士さんの処遇改善、職場環境の改善などをしていく、まずはそこをしていくべきだと考えますので、これには反対を表明します。

○**西川委員長** 反対討論がありましたので、各委員の御意見をお聞きします。

今度は伊藤委員のほうからよろしいですか。

○伊藤委員 私は、賛成したいと思います。

現在、子育て環境は厳しくって、多様なニーズがありまして、環境整備を行うことは必要だと思っております。緩和になるというよりはやっぱり多様なニーズに合わせていくということも必要なのではないかと思っておりますので、賛成したいと思います。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 賛成いたします。

保育施設が事業者が必要だと思いますので、ある程度の緩和というのはいたし方ないことだと思いますし、まずは保育の確保ということが大切だと思いますので、考えるべきだと私は思っております。

○西川委員長 続いて、土光委員。

○土光委員 賛成します。

基本的には国の基準に沿っての条例改正だということと、それから特段大きな問題は見つかからないじゃないかと思うからです。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 賛成します。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も第16条の食事の提供の特例というような新設もしとりますので、先ほど来からありますように住民ニーズを対応する観点から私はこれは採択するべきものと考えます。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 賛成いたします。

緩和というような意見もありましたが、国の基準に沿ってつくられたということですし、配置基準等も答弁にありましており沿ったものでありますので、賛成いたします。

○西川委員長 これより採決いたします。

議案第65号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、土光委員、戸田委員、前原委員]

○西川委員長 賛成多数であります。よって、本件について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民福祉委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時52分 休憩**

**午後3時12分 再開**

○西川委員長 じゃ、市民福祉委員会を再開いたします。

福祉保健部から2件の報告を受けたいと思います。

公立保育所の今後のあり方について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 子育て支援課から、公立保育所の今後のあり方について、以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、これまでの公立保育所のめぐる動きでございますが、これについて御説明いたし

ます。

本市では、多様なニーズに対応し、保育環境の改善を図ることを目的とし平成25年度から27年度にかけて3保育園の民営化を行いました。民営化につきましてはその後も計画的に行う予定としておりましたが、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度におきまして、教育・保育の量の見込みに対応した需給計画をもとに、受け皿を確保することが必要となりました。民営化に特化した計画でしたので、民営化自体は有力な方法であると認識しつつも、新制度開始に伴い環境条件を少し見きわめる必要が生じたので、現在まで中止している状況でございます。

また、この間、米子市公共施設等総合管理計画の側面から、保育所の統廃合を検討する必要が生じました。平成28年7月27日の米子市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画に示されている保育の総需要量との整合性を図りながら、保育所の統廃合を検討すべきこととして明らかにいたしました。また、本年6月7日の子ども・子育て会議では、公立保育所の今後のあり方及び統廃合に係る基本的な考え方を御説明し、議論いただき、方向性について共通認識を持ったところでございます。

引き続き民営化の推進を基本としながらも、次のような考え方に基きまして、公立保育所の統廃合について、具体的な検討を進めるため現在の状況を御報告申し上げ、御意見をいただきたいと思っております。

次に、米子市の目指す子ども・子育てということについてですが、「安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」を実現することを基本理念とし、子どもたち一人一人が健やかに生活できる社会の実現を目指してまいります。

次に、地域における公立保育所の役割についてですが、全ての子どもたちが健やかに成長するための切れ目のない支援の実現を目標とし、次に述べる役割を地域において果たしていきたいと考えております。

まず、役割の1つ目ですが、地域における子育て支援の拠点となることでございます。

家庭で子育てを行っている親とその子どもが自由に集える場として公立保育所を活用したいこと。

また、育児相談や子育てに関する情報提供など親の養育力の向上のための積極的な支援を行っていききたいということでございます。

2つ目は、特別な支援が必要な子どもや家族への支援を目的とし、発達障がい児支援の役割を担っていききたいということでございます。

また、養育支援や児童虐待の予防・早期発見、対応等の支援を行っていききたいと思っております。

さらに、それを行っていくために看護師等の人材確保や保育士のスキルアップを図りながら受け入れ体制を整備し、日々の保育の中で障がい児や医療的ケア児などの育ちについても支援していききたいと考えております。

3つ目に、一時預かり事業などの多様な保育需要への対応を行っていききたいということです。

特別保育については、民間事業者でもしていただいているところですが、公立、私立で特に差がある内容ではないと考えておりますが、地域性や採算性等の課題により民間では

採用困難な保育サービスにつきましては公立で対応していきたいと考えております。

4つ目は、行政機関としての役割を果たすということでございます。

保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、多様な課題に積極的に取り組むこと。

保育実践を通し、行政による指導・監督・助言を行っていくためのノウハウや専門性を蓄積していくこと。

公立保育所における先導的な取り組みを広く発信していくことにより、本市の幼児教育、保育水準の維持、向上を図っていききたいと考えております。

次に、公立保育所の現状と対応策ですが、さきに述べましたとおり公立保育所の機能を拡充してまいりたいと考えておりますが、これを実践していくために現在の状況がどうあるかを考えたときに現在の公立保育所では、子育て支援の拠点として開放できるような、また特別な支援が必要な子どもたちへの個別の対応を行えるようなスペースが確保できる状況にはありません。加えて、昭和50年代ごろに建てられておりますので、施設設備が老朽化しております。現代の保育環境に合わないことや改修で対応するには老朽化の状況からも難しいため、公立保育所の建てかえを進めたいと考えております。

次に、将来的な課題を見据えた方向性ということですが、本市でも、緩やかではありますが少子化傾向が見られます。今後20年間で、ゼロ歳から5歳を合わせた人数は1,000人程度減少するものと推測されています。現在公立保育所は14園ございますが、この施設数を維持したまま建てかえることは、子どもの数の減少により、施設が過剰となるおそれがあります。また、労働人口の減少により、それに比例して保育の担い手が減少することも予想されます。

こういったことにも対応するため、小規模園を複数維持するのではなく規模の適正化を考慮し施設数を減らしていく、また集約することで保育士の効率的な配置にもつながると考えます。

また、建てかえにあわせスペースの確保もできるため、地域における子育て支援の拠点づくりや多様な保育ニーズへの対応も可能となり、目指すべき保育環境を整えることができると考えます。

このような観点から、本市では、需給計画の量の見込みに対応できる利用定員を維持しながら、公立保育所複数園での統合、あるいは民間保育所との統合を進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 今あったかもしれないですけども、いつぐらいをめどとか、計画とかというのはどうなんでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 大まかなイメージとしての計画は持っておりますが、現在はまだ情報収集の段階であると考えておまして、具体的な計画づくりに取り組んでおる最中でございます。できるだけ早い段階で議会の皆様にもお示ししてまいりたいと考えております。

**○西川委員長** 又野委員。



○又野委員 ありがとうございます。

あとはちょっと意見になるんですけども、先ほどのだったんですが、保育、子育て自体は公的な責任でしていくべきだと考えます。

そして効率化というよりは、やっぱり子どもたちにとって本当に何が必要なのかというところを考えて保育のあり方を考えていってほしいと考えております。以上です。

○西川委員長 ほか。

土光委員。

○土光委員 質問です。最後の5番のところの中の文言の中で、真ん中辺ぐらいかな、小規模園を複数維持するのではなく規模の適正化、あるいはもうちょっと規模が大きいという意味で適正化と使っていると思うんですけど、これとあくまで何人ぐらいが適正化の人数というふうに思っているのかをお聞きします。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 子育て支援課のほうでも適正な施設の定員数ですとか、そのあたりを試算しておりますが、最も効率的の採算性がとれる規模としましては150人から180人程度ということで試算はしております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今の発言で効率的、採算性がとれるという言い方をされたと思うんですけど、適正化というのは多分、言葉、いい状態だと。この効率化とかをどういう基準で、これは効率で適正かどうか。採算がとれるものが基準に入るような感じ、とれないとだめ、ちょっとその辺の基本的な考え方、適正化、規模が適正だというふうに考えるときのどういう基準でそれを考えていこうとしているのか、その辺を御説明ください。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 この試算につきましては、国の保育所の運営というものを基本的には計算した上で試算したものでございます。あくまでもこういった必要な経費部分というものと定員を考えたときに、その規模というのが一番適正ではないかと判断した。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 それはその下の行で保育士の効率的な配置という、そういう文言があるんですけど、これは具体的に何を意味するんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 これはちょっと言葉が適切かどうかは、効率的というところがどうかと思うんですけど、やはり2園で運営するよりも1園に統合した場合、職員の配置を考えますと、例えば園長、あるいは配置などにおいて人数的に、効率的という表現がどうか、正しいのかわかりませんが、そういう意味でここは記述させていただいております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今言われた小さいの2つだったら園長が2人いる。1つにしたら園長1人で。この保育士というのと園長も入るかどうか。入るというイメージなかったんですけど、お聞きしたいのは小規模と小規模でない、保育士って配置基準いろいろあると思うんですけど、それは基本的に変わらないと思っていいんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 その規模によって、例えば園児数に対する職員数というのは変わ

りはございません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 変わらない。

あと1点、最後の部分で統合ということで、2つだけ、じゃあ、公立保育所同士統合すると、多分そいつは公立保育所なんだと思いますけど、公立保育所と民間保育所が統合した。それは民間になるんですか、公立になるんですか。それともケース・バイ・ケースなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 現在まだ具体的な計画というのができておりませんので、これからのことになるとは思いますが、やはりそれはどちらも考えられるというふうに認識しております。

○西川委員長 景山こども未来局長。

○景山こども未来局長 若干規模のことにつきまして補足で説明させていただきたいと思っておりますけれども、このたび公立保育所の今後のあり方につきまして現場のほうで公立としてこのような役割を果たしていきたいということを皆様にお示しいたしましたところでございます。

ごらんいただきますように、全ての子どもたちが健やかに成長するように、いろいろな障がいのあるお子さん、いろいろな事情のあるお子さん、全て元気に皆さん、みんな一緒に成長していけるような地域の拠点になったりとか、あとは発達相談など相談を受けるような場所を提供したりとか、そういったいろんな機能を公立保育所として果たしていきたいというふうに考えております。

そういった機能を果たすためには、現状小さな園、それから数多くの園よりは今後のことも考えまして大きなものでいろいろな機能果たしながら、または地域の皆さんに活用していただけるように役割を果たしていきたいというところからこのような計画を考え出していきたいと考えているところでございます。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 先ほどの説明の中でちょっと疑念を抱くような説明があったと思う。効率性と採算性という話がありましたので、この辺から保育に公の考え方なんである程度必要なのかもしれませんけれども、健やかな子どもたちを育てることがやっぱり一義的にあると思いますので、その説明だけをされると米子市の保育のあり方について誤解を招くような説明だったと思いますので、そこは訂正されたほうが良いと思います。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私のほうから。確かに少し言葉の丁寧さが欠けたと思います。改めて私のほうから説明いたします。

今回のこの見直しというのは、前段御説明したとおり、公立保育所が今後どういう機能を果たしていく、機能でやっていくのか。今、局長のほうからお答えしましたが、できますれば地域の子育ての拠点になっていきたい、そういった機能でして、いろんなお子さんがいらっしやいます。そして子育ての環境は一言で言えば厳しい環境であるというふうに思っています。それをしっかり支える。

先ほどちょっと委員さんの御発言とは違うかもしれませんが、私どもは、この資料にも

書いておりますが、子育ての第一義的な責任者は保護者だと、このように考えてます。保護者がしっかり支える、子どもを育てていくということがまずあって、それをしっかり社会でどう支えていけばよろしいか、こういう観点に立っております。これは改めて申し上げるまでもありませんが、子ども・子育て支援法に明記されている国としての理念であります。

そのもとに立って、しかし、これからの子育て環境をどうしっかり全市的に支えるか。その地域拠点として保育所を位置づけていきたい。そしてその地域拠点としての公立保育所にどのような機能が望まれるのか。非常に簡潔な書き方にしておりますけども、今の資料にお示ししてるとおりであります。

ただ、これを実現していくために、あり余る資源が投入できるのであればそれはよろしいんでしょうけども、それはやはり他の行政分野の課題への対応がありますので、子ども・子育てをしっかり力を入れていくということを大前提としつつも投入する資源というのをやはり効率的に考えるということは、効率である。効率はいい効率ですけど、ということはしっかり考えていく。

そういった意味で先ほど規模の適正化という言葉の中で適正規模はどうやって考えたんですかというような土光委員の御質問がありました。これは単純にいわゆる経理的などいいたいまいしょうか、予算的などいいたいまいしょうか、経済的などいいたいまいしょうか、の効率的ではなくて、児童数などいいたいまいしょうか、子どもの数などいわゆる編成基準でだとか、保育士の配置基準ですね、この関係がありまして、最も人間的な弾力性があるなどいいたいまいしょうか、ゆとりあるなどいいたいまいしょうか、規模というのはどういう規模なのかというような観点から先ほど申し上げた150から180程度の児童数の園が最も弾力性が高いというふうに考えております。

この弾力性というのは、先ほど申し上げたとおり地域の拠点部門を持たせるということになれば、そしてかつさまざま一時預かりを含めた多様な保育ニーズに柔軟に対応していくということを考えれば重要な観点だ、こんなふうを考えておりまして、こういったあたりの規模を一つの目安として再編を考えていくということが必要ではないか、そのように考えて、加えて施設面でも老朽化が進んでいるという課題がございます。そして小さなものたくさんつくるということ、考え方もないわけじゃありませんけども、やはり一定の規模の中にそういった拠点機能を持たせるようなスペース、場所も確保しながら園の再整備を目指していくということがこれから先の子育て拠点としての機能を果たしていく上で必要だろう、こういった両面から今後考えていきたいということを御説明してしますので、単に経済的な合理性を優先して考えてるわけではないということをはっきり申し上げておきます。以上であります。

○西川委員長 前原委員、よろしいですか。

○前原委員 わかりました。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 3番で地域における公立保育所の役割の中で、本当にこれができるといいねということがずらずらっと書いてありまして、現実的には家庭で子育てを行っている親がほんなら園を訪ねて行って、おたくの園使わせてなんていうのを本当にそこまでできるのみたいな感じを私は受けます。いいことだと思うし、これは目指すべき方向だと思います。

し、もし公立がこれが可能でなっていけば、米子には福祉会というのが11園ぐらい持つてると思うんです。今もどんどん建てかえしたりなんかして、すばらしい園を運営してます。これと公立とは違いますよね。別物。したがって、そちらのほうにもある程度の影響が行けるように、この目指すべき保育所の役割の中で目指すべき方向にともに福祉会も一緒に組んで進めていただければ地域の中で子育てが非常に楽になっていくなということなんです。すばらしい計画だな。

障害としては、いろいろと設備が古いとか、人員が少ないとか、狭いとかいうことが障害はいっぱいあるかと思いますが、やっぱり目指すべき方向は目指していただいて、そちらのほうへ進めていただければありがたい。

**○西川委員長** 返答よろしいですか。

**○尾沢委員** 返答は結構です。返答はなかなかできないので。

ただ、一つだけお聞きしたいのは、福祉会とのかかわりというのは今どんな状況なんですか。関係ないかもしれませんが、聞かせてください。あれは独立法人なんで、全く米子市は影響力は何もないの。昔は何かあったような話は聞いてますけど、今どんな状況なのかなって聞かせてください。

**○西川委員長** 長尾子育て政策係長。

**○長尾子育て支援課子育て政策係長** 事業者としては私立の認可の保育所ですので、ほかの保育所と変わりはないとは思いますが、米子市の保育をずっと担っていただいている米子市を代表するべき保育所事業者さんですので、例えばうちのほうが子育て支援をしたいということがあれば、お話を一緒にということもありますし、積極的に障がい児等の受け入れもしていただいている保育所事業者ですので、そのあたりは一事業者というだけでなく、今後は子育てについて協力をしながら米子市の子育て、保育のことをいろいろ一緒に考えていきたいというふうに思っております。

**○西川委員長** よろしいですか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今、副市長のほうから理念は何いました。

きょうのあり方の一番重要ポイントは、先ほどの将来的な課題を見据えた方向性だと私は思っております。それを示唆されたんだなと。

公立保育所の複数園での統合、あるいは民間保育所の統合を進めたいというのがきょうの私の趣旨でないかなと思いますが、改めて伺いますが、正式にはこの方針はいつごろ示されますか、そのことを副市長にお尋ねしたい。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 時期のことにつきましては、先ほど担当のほうからも御答弁申し上げましたが、今検討しとるところでございまして、できるだけ早くしたいとは思いますが、それは完成品でなくてもパッケージ、パッケージで出していくことも含めてできるだけ早く議会にお示しして、これは重要なことでありますので、ぜひ議会でも御議論いただきたい、このように思っております。

それからもう一つだけ、言い過ぎるとまた後から叱られるかもしれませんが、先ほど尾沢委員がおっしゃいました、誤解あっちゃいけませんので、全てをこの公立保育所だけでやろうとしてるわけではないということでもあります。

ただ、そういった大きな市の思いといいましようか、政策の方向性を中心としてこの公立保育所が担いながら、当然民間保育事業者とも連携しながらやっていく、あるいは保育所という場所だけでこういった全てできるわけじゃありませんので、在宅、あるいは地域のさまざまな子育てサークル等の皆さんもいらっしゃいます。そういった方々の後方支援といいましようか、こういったような基盤ですね、当然人員体制も必要になってきますけども、できるのか、できないのかというようなことも考えるということでもありますし、それからあえて言いますと先ほどおっしゃった民間の統合を市が差配するということは基本的にできませんので、結果として少子化に伴ってそういうことが起きるかもしれませんが、市がそれを主導するということは適当じゃないと思いますんで、やはり基本は公立ですが、その公立の役割機能を目指すべきところしっかりしつつ、可能なものは民間に開放していくというのが基本的な流れだ、このように思ってます。もちろん公立が担う役割というのは大きなものがあるわけですが、先ほど御質問ありましたが、統合をした場合、公民で統合した場合、これは基本的に民を想定してるんだらうと思ってますが、公公を統合した場合であっても立ち上げてうまくいくようになれば民に渡す、あるいは立ち上げ等をした時点から民間側の事業要望等があれば民間でやっていただくということも選択肢に入れながら柔軟な検討はしていきたい、このように考えているところであります。以上であります。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 物の考え方が、副市長がそこまで言われるんで、じゃあ、逆に言えばある程度そういうふうな内部的なシミュレーションは持っておられる、しとられるかどうか、その辺をちょっと伺っておきたい。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 具体的なシミュレーションといいましようか、どんなゾーニングみたいな、地域ゾーニングというようなことは、まだざっくりしたもんですけど、少しずつ始めてます。

ただ、まだ民間事業者と個別に何か話をしてるかということであれば、それはしてませんので、今この段階で具体的に踏み込んだお話をすることはまだできる段階でないと思っておりますし、今後、議会の御意見も聞きながら丁寧に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○西川委員長** よろしいですね。

**○戸田委員** はい。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 3番の(2)、(3)のところですね。特別支援ですとか一時預かり事業などの多様な保育需要への対応というのがあったんですが、現段階でこの多様な保育事業に対してどのようなものを想定されておられるか、もしありましたらお願いいたします。

**○西川委員長** 長尾子育て政策係長。

**○長尾子育て支援課子育て政策係長** 発達障がい児等への支援についてですが、現在は発達支援に関しては巡回訪問であったりとかということを使って支援を進めております。できれば保育士をスキルアップし、その園の中で個別に教育をしていけるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

また、そういったスペースができれば公立の保育園のその園児だけではなく、その近場の地域で支援が必要な子をその園に集めて個別の療育が対応できるようなことも検討していきたいというふうに考えております。

**○西川委員長** よろしいですか。

ほか。

土光委員。

**○土光委員** 先ほどの副市長の発言で統合のことで、公立と民間が統合したとき、一応考えられるケースは公立か民間かで、それが最初の湯澤課長の答弁ではそれはケース・バイ・ケースみたいな、ただ、副市長は基本的には民間を想定してるみたいなそういう言い方をされたんですけど、そうなんですか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** もちろん基本的にはケース・バイ・ケースで、具体的な案件について検討してまいります。私が申し上げたのは民間事業者がもう自分とは事業せんというようなフェーズであれば別ですけど、民間事業者が現実に事業しとられて、そこが公立になったときに、じゃあ、民間事業者にやめてくださいという話になるかということ、普通はそうはならないでしょうから、民間に移ることが基本的なパターンになるのではないかと考えてるというふうに、そういったことを申し上げたわけです。

**○土光委員** わかりました。

**○西川委員長** ほかなければ。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** では、次に、米子市老人憩の家の廃止について、当局の説明を求めます。  
奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** では、長寿社会課のほうから、米子市皆生温泉4丁目にあります米子市老人憩の家の廃止予定について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この施設概要について説明させていただきます。

本施設は、高齢者の教養向上、レクリエーションの場であり、昭和54年1月に設置し、約40年間が経過しております。

利用状況としましては、現在は利用者は延べ人員としまして一月当たり約200名程度で、実人員としましては陶芸教室が約10名、木彫教室で約10名から15名程度、囲碁・将棋も約10名から15名でございます。

建物自体の状況でございますが、約40年経過してることから雨漏りや天井のはぐれ等老朽化が進んでおります。平成28年3月には、それまであった入浴施設がボイラー老朽化により利用中止とし、また空調設備もふぐあいがあるものの旧式のため修理が不可能な状況でございます。

最近では、ことし5月に陶芸、木彫の作業場の天井中央の大部分が落下したため、その部屋の使用禁止をする等の状況が発生しております。

なお、本施設に係る経費といたしましては、資料記載のとおりでございますが、平成28年度が前年と比較して大きく減少いたしましたのは入浴施設を休止したことによります光熱水費等の減によるものでございます。

今後の方針についてでございますが、冒頭申し上げましたように今年度末をもって廃止

したいと考えております。

その理由でございますが、高齢者を取り巻く環境変化、趣味や生き方の多様化等により、近年は、利用者が減少し、今後も増加が見込めないこと。

そして施設と設備の老朽化が激しく、利用者の安全確保は困難であることと、修繕費用がかさみ続けること。

そして耐震診断が未実施であることもあり、施設を存続するためには大規模改修が必要となるためでございます。

なお、これらの理由から、本施設は、平成29年12月の行財政改革問題等調査特別委員会にて当時の行政経営課が御報告させていただきましたが、米子市公共施設等総合管理計画において廃止を検討するため、個別施設計画は策定しない施設と位置づけられているものでございます。

今後の主な予定といたしましては、利用者の方や地元自治会関係の方々へ説明させていただいた上で、現在御利用いただいている方々の今後の活動の場をどうするかなどの調整をしたいと思っております。

また、本施設の廃止条例につきましては、後日上程をさせていただく予定としております。

なお、廃止後の土地・建物の処分また活用につきましては、現時点においては決まっておりませんが、今後、庁内関係各課と検討を進めていきたいというふうに考えております。以上、報告させていただきます。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 済みません。この廃止した後の、少ないんですけど、利用者の方の今後の活動の場というのを調整していくと先ほど言われたんですけども、何かもうこういうようなことというのは考えがあったりするのでしょうか。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 現在これからまた調整させていただきますが、今考えてますのが米子市内に3つの老人福祉センターがありまして、そこでもいろいろと教室、講座やっておりますし、今それ以外にも各公民館でも講座活動が活発にされておりますので、そちらの紹介とかいうようなことも考えて、今後、利用者の方々とこの話を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

**○西川委員長** じゃあ、土光委員。

**○土光委員** この利用状況のところでお伺いしたいんですけど、3つ教室があって、それぞれ10名とか、10から20。これ多分ダブってる方もいるのではないかと思うんで、そういったので実質的な実人数がどのぐらいかというのがわかればということです。

**○西川委員長** 奥谷長寿社会課長。

**○奥谷長寿社会課長** 実人員につきましては、再度繰り返しになりますが、陶芸教室としましては約10名、木彫教室としては約10名から15名、これは教室ですので、人の出入りがあるということで御理解いただきたいと思います。囲碁・将棋につきましては、これは自由参加方式、今、和室を開放してるやり方ですが、一応お伺いしますと大体固定

されておられる方が10名から15名ぐらいではないかということのうちの方は把握しております。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 聞いているのは、例えばですよ、陶芸が10名、木彫10名、将棋10名がすると30名ですね。多分ダブっていったる、ある人は陶芸にも行くし、例えば囲碁・将棋にも行くし、ということがあり得るかなと思って、そういった説明を、実人数をわかれば知りたいということです。

○西川委員長 奥谷長寿社会課長。

○奥谷長寿社会課長 この陶芸教室、木彫教室につきましては、ダブっておられる方はおられないというふうに理解しております。

ただ、囲碁・将棋につきましては、囲碁・将棋、木彫教室に行ったついでに囲碁に行かれる方もあるかもしれませんが、済みません、教室はもうそれぞれ独立してやっております。

○西川委員長 ほかのよろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 それでは、市民福祉委員会を暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは御退席ください。

午後3時50分 休憩

午後3時52分 再開

○西川委員長 市民福祉委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査についての議題といたします。

閉会中の継続して審査する必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。

お手元に配付しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。

この内容でよろしいでしょうか。12項目あります。ありますよね。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃ、異議なしと認めます。じゃあ、このとおりに申し出を行います。

次に、議員派遣（行政視察）について議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

行政視察につきましては、実施するということがよろしいでしょうか。

土光委員。

○土光委員 視察の決め方で、まず行くということを決めて、それからどこに行こうか。私は順番が違うと思うんで、それぞれここに行きたいのを出して、それを見て必要だったら行く、なければ行かないというふうな決め方をしなければいけないと思いますけど。

○西川委員長 それで。

〔「それで意見したの」と声あり〕

というふうな意見ですけども、でもやっぱり意見として先ほど言いました、行くということ的前提としてですか。

○伊藤委員 土光委員がおっしゃっていることが本当にいいと思うんですね。皆さんどういうことを、どういう項目を行って調査をしたいかということをもっと募って、そのところ



で調整していくということで、あわせて日程どうするか早目にしたほうがいいかと思いませんけれども、いつまでに出してくださいということで委員から提出してもらったらいんじゃないでしょうか。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、伊藤委員のお話ありましたが、それ正副で取りまとめという形よろしいか。

○西川委員長 従来どおりはそうだったですね。

前原委員。

○前原委員 ちょっと逆行するような言い方ですけども、各委員いろんなテーマがあると思いますので、それぞれのテーマを出し合っているというのでいいと思うんですけども、基本的には行くという方向で、それぞれに視察したいというところがあると思いますので、それを出し合って、正副委員長の中で諮っていただくという考え方のほうがストレートでいいんじゃないかと私は思います。考え方は似たり寄ったりなんですけども、行くという方向にして、各人のいろんなテーマがあると思いますので、それを出していただくということで。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 済みません。今前原委員がおっしゃったとおりです。

○西川委員長 日程調整と、そして場所を含めて等ありますけども、皆さん方の行きたいというですか、こういう議題でということを含めて議会事務局のほうに出していただいて、あと正副委員長で議会事務局と諮ってよろしいでしょうかね。

(「まだ日にちを決めないけん、いつまでに」「これいつまでに出す」と声あり)

そうだね。いつごろまでに決めるか。

○安東議会事務局主任 こちらの段取りのことを踏まえさせていただきますと、ちょっと短いかもしれませんが、8月の2週目ぐらいまでに御意見等頂戴できますと、その後の。

(「2週ではわからん。8月のいつって」と声あり)

8月の10日金曜日あたりまでに提出していただきますとかかりやすいです。

○西川委員長 ということで8月10日までに提出していただきたいと。

(「提出だね」と声あり)

はい。

(「希望だね」と声あり)

そういうふうになりますよね。

大体事務局のほうでは、10月9日、そして12日、10月29日月曜から11月2日金曜の週、この2つを設定してると。

(「もう一回言ってもらえませんか」「11月のいつですか」と声あり)

ごめんなさい。10月9日から12日の週。10月29日月曜から11月2日の週。

(「その日なんでしょ、それは」と声あり)

いや。

(「その週」と声あり)

週です。

(「その日にち2つの…」と声あり)

そうそうそう。

(「全部予定どおりするということにしたら予定どおりして、みんな日程が入ってんの。皆さんが出さなきゃそのとおりだ」「結構です」と声あり)

じゃ、調査項目については8月10日金曜日まで事務局に提出していただきたいということで、次は、皆さんお楽しみの広報広聴委員の選出について議題としていきたいというふうに思います。

ここの中から2名を出すということになってます。

○戸田委員 委員長。政英会は奥岩委員さんを推薦します。

○西川委員長 さすがですね。

(「立候補しますか」と声あり)

うちも誰かさん、ほんなら。

○又野委員 まずは立候補を。

○西川委員長 立候補する人が立候補したらいい。

皆さん、又野委員と奥岩委員が立候補してます。(拍手)

○戸田委員 頑張ってくださいよ。期待の星ですから。

○西川委員長 ちょっと待ってください。まだ協議事項でもう一つ、ちょっと申し入れがあります。

○土光委員 よろしいですか。

○西川委員長 どうぞ。

○土光委員 私のほうからちょっと委員会へということで提案があります。資料はまだ。

○西川委員長 資料、ちょっと配ってやってください。

○土光委員 資料配ってもらえますか。

資料、提案というのは、これ要は結果から言うと鳥大名誉教授、吉谷昭彦氏を当委員会に参考人として招き意見を聞くこと、こういったことを委員会でやってはいかがでしょうかという提案です。

理由、ちょっと初めて見る方もおられると思いますので、ちょっと読み上げる形で理由を言います。淀江管理型産廃処分場計画に関して、産廃処分場のそのそもその立地条件として、水源地の上流にはつくらないということがある。

これに関して、事業主体である鳥取県環境管理事業センターは地下水調査を実施して、処分場直下の地下水は、福井水源地方向には流れないとの見解を示しているが、この見解に異論を唱える専門家がいる。その1人が、吉谷昭彦氏である。吉谷氏は、米子市の水道事業に多大な貢献した方であり、また、周辺の地下水の状況について熟知されている方である。

第一義的には、鳥取県環境管理事業センターまたは鳥取県がその見解を真摯に聞き、設置条件を満たすことの確認、住民の不安に対して十分説明責任を果たすべきであるとは思いますが、現時点でそれがなされていないし、今後もそのようなことが行われる見通しが無い。

議会としても、市内に設置される施設について、そもそも立地条件を満たすものなのかどうか、また、市民の不安を受けとめ、吉谷氏を参考人として招き、地下水の流れに関する知見を市民に開かれた場である当委員会でお聞きすることは、有用なことであるという理由です。

資料としてつけたのは、米子市自身もこの住民の不安、処分場直下の地下水が水源地方向に流れるのではないかと、そういった疑問を県に対して十分確認していただきたいという意見書を出しています。

それから2枚目は、議会もほぼ同じ内容の要望書を鳥取県には出しています。ただ、それがなされていないからということで今回の提案をしています。

それから3枚目は、吉谷先生が水源地方向に流れるのではないかという見解を示したレジュメの一部です。これは昨年の5月に市民主催の勉強会の中で吉谷先生が示されたレジュメで、そこには下から3行目、4行目からこう書いてあります。産業廃棄物処理場が事業を開始すると汚染された地下水が淀江盆地へ流入する方向をたどることは少しも否定できない云々とあります。

だからこの辺のことをこれだけではやっぱり中身よくわからないので、きちっと参考人として招いて、その辺の話聞くというのは意味があるのではないかと、それが理由です。

ということでぜひよろしくお願ひしたいというふうに思いますけど、ということです。

**○西川委員長** 協議事項として土光委員のほうからこの件申し入れが、提案がありました。

討論するか、採決をするか、これは皆さん方のあれで進めていきたいというふうに思います。

**○前原委員** ここで結論をとるわけですか。

**○西川委員長** 出してもいいし、出さなくてもいいですけど。

**○戸田委員** これは正副委員長へなんですか。

**○西川委員長** いや、私のほうに。

**○戸田委員** 委員長だけで。

**○西川委員長** 委員長だけです。

**○戸田委員** その権限はどうですかね。

**○西川委員長** 協議事項としてこれもいいじゃないかなと思うんです。

**○戸田委員** 事務局、それでいいの。

**○先灘議会事務局長** 参考人として招致するかどうかもし決めるとなれば委員会ですということで決定するとなっておりますので、こういう所管事項に関する、所管事務調査に関するものについて調査するということから参考人を呼ぶとなりますと委員会ですということがありますので、きょうお諮りしたということでございます。

**○尾沢委員** きょう諮るということはあれなんだけど、持ち帰っていいかな、もう。

**○前原委員** きょう出されたって。

**○尾沢委員** 出たことを受理、要望として受けられたことについてはそれはそれでいいと思うんですけど、これについてどう。

**○戸田委員** 会派に持ち帰って、それは相談させてくださいよ。

**○西川委員長** 土光委員、それでよろしいですか。

**○土光委員** もちろん急に出したので、持ち帰って協議するというのは、それは構いません。

ただ、いつ協議するか、その辺のところは最後に決めてください。

**○戸田委員** いや、そもそも論言うと、私これ米子市の土地が絡んどって、総務管財課の所管が今度なってくるんだけど、そうすると文教委員会も絡んでくるんですね。だけ、

うちの委員会だけでこれを聞くということは適切かどうか。私は、正直言って適切でないと思っております。

○土光委員 だからそういう協議を持ち帰ってするんでしょ。ということがある。だからそれ。

○戸田委員 唐突に出されたってそんなもんできりゃへん。

○土光委員 だから持ち帰って協議するというの、それはいいと思います。

○戸田委員 会派に帰って持ち帰って話ししましょうよ。

○西川委員長 じゃ、それでよろしいですね。

○土光委員 いや、たなざらしにならないようにということで、協議はいつすることになる、そこは決めてください。

○西川委員長 次のあれじゃ9月議会になっちゃうね。

○尾沢委員 はい。

○先灘事務局長 閉会中の委員会もごさいます。もし協議ができれば、協議ができる体制が、会派の考えがまとまればというところだと思いますので、時期的なものを決めてやるのか、考えがある程度まとまってからお話しするのか、それは御判断いただきたいと思えます。

○戸田委員 会派の意見がまとまらないけんだけ、まとまるかどうかわからんでもないし、帰ってみなわからんだけ。

○土光委員 じゃ、その辺は含めて、あと委員長、副委員長に今後の取り扱いを。

○西川委員長 じゃ、任せて。会派でまとめて、また後でそれもほんなら。

じゃ、これで閉会といたします。御苦労さまでした。

**午後4時05分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西川章三